

平成30年度 日本語ボランティア養成講座

<一般公開講座>

行政書士に聞く「在留資格の基礎知識」

みなさんの街にいる外国人ってどんな在留資格で日本にいるの??

どんな在留資格で働いているの?? などなど

「在留資格」について専門家の先生が分かりやすく解説してくれます。

福岡市には現在約3万7千人の外国人が住んでおり、当財団では彼らの日本語取得支援を目的として、民間ボランティア日本語教室で日本語を教える「日本語ボランティア」を養成する講座を毎年行っています。

今回、養成講座の特別編として、普段あまり知る機会のない「在留資格」についての講座を行います。外国人には必須の「在留資格」ですが、なじみのない方も多いと思います。

本講座では、外国人の入国・在留手続きなどで日々外国人と関わる行政書士の先生に、在留資格について分かりやすく説明していただきます。興味のある方はぜひご参加ください。

日時：2019年 3月 19日（火） 18:30~20:30

場所：福岡市国際会館 4階 大会議室（福岡市博多区店屋町4-1）

テーマ：「在留資格の基礎知識」

- ①在留資格の種類、新設資格「特定技能」について
- ②外国人の生活での困りごと 等

講師：^{すすき} 鱸 伸宏 氏 <行政書士>

（福岡県行政書士会 国際渉外部 副部長）
（すすき行政書士事務所 所長）

- 対象者 外国人と関わる機会がある方、外国人との交流に興味がある方など、関心のある方ならどなたでもOKです。
- 受講料 無料
- 定員 20名（一般参加枠・先着順）
- 申込方法 参加希望者は「氏名・電話番号・メールアドレス」をご連絡ください。（FAXまたはEメールでご応募ください。）

<主催/申し込み・問い合わせ先>

〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市国際会館1階
（公財）福岡よかトピア国際交流財団 総務課
TEL：092-262-1724 FAX：092-262-2700
Eメール：nihongo@fcif.or.jp



<在留資格に関する豆知識 Q&A>



Q 在留資格ってなに？

A 外国人が日本に住むために必要な資格です。3ヶ月以上滞在する外国人には、在留資格を示す「在留カード」が発行されます。（一部発行されない在留資格もあります）



Q 「在留資格」と「ビザ」は違うの？

A 同じように言われることも多いですが、厳密には違います。
「ビザ（査証）」は外国人が日本に入国する際に必要なものです。外国にある日本の大使館や領事館が発給します。（ビザが免除されている国もあります。）
「在留資格」は日本に入国した後日本に在留するための資格です。ビザに記載された日本での滞在理由により、入国管理局が在留を許可します。



Q 知り合いの外国人が「在留資格」について相談したいと言っているが？

A 福岡よかトピア国際交流財団では、行政書士による無料相談会を月1回行っています。英語・中国語の通訳がいますので、気軽にご相談ください。

行政書士による入国・在留・国籍に関する無料相談

毎月 第2日曜 13時～16時（受付は15時半まで）

※予約は必要ありません。

場所：福岡市国際会館 4階（博多区店屋町4-1）

相談可能言語：日本語、英語、中国語

（他の言語の場合は事前にご連絡ください）

■ <一般公開講座> 「在留資格の基礎知識」 参加申込書 FAX：092-262-2700

2019年3月19日（火）18：30～20：30 参加希望します。

(氏名・ふりがな)	(Tel) <携帯> <自宅>
(メールアドレス) ※必須（整理番号を送付します）	

※お尋ねします。

「福岡よかトピア国際交流財団」をご存知でしたか？ はい ・ いいえ